

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大阪地裁管内
集計表

処理区分	既 濟 人 員																				未 濟 人 員 (第2段階の審査事件を含む)												
	起訴	不起訴	議 決 結 果						審 査 状 況 (第2段階の審査事件を含む)										審査期間 (受理の日から)														
			起訴	不起訴	不猶	不	不	不	不	申立て	申立て	再	再	申	申	申	申	被	被	助	起訴	不起訴	不起訴	不	不	不	不	第二段階の審査	第一年	一年を超えるもの			
人員	4	23	22	112	116	10	1	261		1	1	6	1		1	8	2	299	11	130	87	71		282	5	3	9		1	3	6		
備考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																
	原因 事項		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)																								
	審査期間 及び人員																																

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大阪地裁管内
大阪第一検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(坡刑一)

(別紙様式第2)

既濟事件手續別年報

第2表 令和 4年

大阪地裁管内
大阪第二検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大阪地裁管内
大阪第三検察審査会

処理区分	既 濟 人 員																										未済人員 (第2段階の審査事件を含む)								
	既 濟 決 結 果												審 査 状 況 (第2段階の審査事件を含む)																						
	起訴	不起訴	不起訴相当					審査打切り		申立却下					移合	審査期間 (受理の日から)					会議回数			証人尋問等の実施			審査補助員			審査期間 (受理の日から)					
			起訴	嫌疑	嫌疑	罪	その他	小計	申立て	そ	小計	不起訴	申立	再度	そ	小計	月	月	月	月	年	一年を超えるもの	1	2	3	4	5	検察	申立	被証	助言	不起訴	不起訴	不相	その他 の立 下、 審 査 打 切 り、 移 送 一 段 階 の 審 査
人員			1	5	12	36			53			1			1	2	56	1	43	11	1		56											8	
備考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																		
	原因 事項		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)																										
	審査期間 及び人員																																		

(最刑一)

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大阪地裁管内
大阪第四検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大阪地裁管内
堺検察審査会

処理区分	既 濟 人 員																										未 濟 人 員 (第2段階の審査事件を含む)															
	起訴	不起訴	議 決 結 果						審 査 状 況 (第2段階の審査事件を含む)																		未 濟 人 員 (第2段階の審査事件を含む)															
			不起訴相当	審査打切り	申立却下		移合	審査期間 (受理の日から)						会議回数					証人尋問等の実施			審査補助員			審査期間 (受理の日から)			未 濟 人 員 (第2段階の審査事件を含む)														
	起訴	不起訴	起訴 嫌疑 不 當 相 當	不起訴 嫌疑 不 當 相 當	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計	申立ての取 下 げ	そ の 他 計												
人員	1	3	19	5	1	28					1		1		30		2	11	17		30												5	2								
備考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																									
	<table border="1"> <tr> <td>原因 事項</td><td>被疑者不明</td><td>被疑者疾病</td><td>事案複雑</td><td>その他 (具体的に)</td></tr> <tr> <td>審査期間 及び人員</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)	審査期間 及び人員																																		
原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																						
審査期間 及び人員																																										

(最刑一)

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大阪地裁管内
岸和田検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

京都地裁管内
集計表

処理区分	既 濟 人 員																									未 濟 人 員 (第2段階の審査事件を含む)								
	起訴	不起訴	議 決 結 果						審 査 状 況 (第2段階の審査事件を含む)																									
			不起訴相当	審査打切り	申立却下			移合	審査期間 (受理の日から)						会議回数			証人尋問等の実施			審査補助員			審査期間 (受理の日から)										
	起訴	不起訴	嫌疑	嫌疑	罪	そ	小		申立ての	そ	小	不起訴	申立	再度	そ	小	月	月	月	月	年	一年を超えるもの	1	2	3	4	5	検察	申立	被疑	助言	不起訴	不起訴	その他の審査打切り
人員	1	4	3	17	7	2		29	1	1	2	1		1		2	38	3	5	23	6	1	22	9	6	1	1				17			
備考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																	
	原因 事項		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)																									
	審査期間 及び人員																																	

(最刑一)

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

京都地裁管内
京都第一検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 繼 別 年 報

第2表 令和 4年

京都地裁管内
京都第二検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(缓刑一)

(別紙様式第2)

既濟事件手續別年報

第2表 令和 4年

京都地裁管内
宮津検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既濟事件手續別年報

第2表 令和 4 年

京都地裁管内
舞鶴検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人目数を計上する。

(城刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

神戸地裁管内
集計表

処理区分	既 濟 人 員																				未 濟 人 員 (第2段階の審査事件を含む)																	
	起訴	不起訴	議 決 結 果						審 査 状 況 (第2段階の審査事件を含む)												審査期間 (受理の日から)						会議回数			証人尋問等の実施			審査補助員			審査期間 (受理の日から)		
			不起訴相当			審査打切り			申立却下			移合	審査期間 (受理の日から)						会議回数						証人尋問等の実施			審査補助員			審査期間 (受理の日から)							
	起訴	不起訴	起訴	嫌疑	嫌疑	罪	そ	小	申立ての取下	そ	小		不起訴处分の不存在	申立て権な	申立ての	再度の申立て	そ	小	一年を超えるもの	1	2	3	4	5	検察官	申立者	被疑人	証言者	助言者	不起訴相手	不起訴不相手	その他(審査打切り、送り)	第二段階の審査	六月以内	一年を超えるもの			
人員	4	11	38	10	128		187	1	1	2			1	2	3		196	3	160	32	1		192	4									15					
備考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																					
	原因事項		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)				審査期間及び人員																									

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 繩 別 年 報

第2表 令和 4年

神戸地裁管内
神戸第一検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

神戸地裁管内
神戸第二検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

神戸地裁管内
伊丹検察審査会

処理区分	既 濟 人 員																				未 濟 人 員 (第2段階の審査事件を含む)																									
	議 決 結 果										審 査 状 況 (第2段階の審査事件を含む)																																			
	起訴	不起訴	不起訴相当					審査打切り		申立却下			移	合	審査期間 (受理の日から)					会議回数			証人尋問等の実施			審査補助員			審査期間 (受理の日から)																	
	起訴	不起訴	起	嫌	嫌	罪	そ	小	申	そ	小	不	申	再	そ	小	一	三	六	九	一	年	1	2	3	4	5	検	申	被	証	助	起	不	不	そ申の立他(審査打切り、送り)	第二段階の審査	六	一	年	を超えるもの					
	訴	不	訴	疑	疑	と	な	ら	の	の	の	不	立	度	の	の	年	月	月	月	月	年	以	以	以	以	以	察	立	疑	言	相	訴	訴	訴	相	不	起	不	起	立却下、審査打切り、送り)	第二段階の審査	六	一	年	を超えるもの
	相	不	猶	不	な	ら	な	ら	の	の	の	不	處	の	の	不	立	以	以	以	以	以	以	以	回	回	回	回	回	上	官	人	者	人	者	当	當	當	當	當	六	一	年	を超えるもの		
	当	當	予	分	し	す	他	計	申	そ	小	不	立	度	の	の	不	立	内	内	内	内	内	内	回	回	回	回	回	上	官	人	者	人	者	當	當	當	當	當	六	一	年	を超えるもの		
人員			1	1	3			4									2	2		7	2	4	1						6	1																
備考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																													
	原因 事項		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)																																					
	審査期間 及び人員																																													
(注)	「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。																													(最刑一)																

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

神戸地裁管内
姫路検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既濟事件手続別年報

第2表 令和 4年

神戸地裁管内
豊岡検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

奈良検審第3号（檢・統ろー2）	令和5年1月5日
最高裁判所事務総局刑事局長 殿	奈良検察審査会事務局長

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

奈良地裁管内
集計表

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

奈良検審第 3 号 (検・統ろー2)

令和5年1月5日

最高裁判所事務総局刑事局長 殿

奈良検察審査会事務局長

既濟事件手続別年報

第2表 令和 4年

奈良地裁管内
奈良検察審査会

(最刑一)

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人目数を計上する。

(別紙様式第2)

葛城検審第2号(檢統ろー2)	令和5年1月4日
最高裁判所事務総局刑事局長 殿	葛城検察審査会事務局長

既濟事件手続別年報

第2表 令和 4 年

奈良地裁管内
葛城検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 繩 別 年 報

第2表 令和 4年

大津地裁管内
集計表

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人目数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既濟事件手続別年報

第2表 令和 4年

大津地裁管内
大津検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大津地裁管内
彦根検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人目数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

大津地裁管内
長浜検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人目数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

和歌山地裁管內
集計表

(最刑一)

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人目数を計上する。

(別紙様式第2)

既濟事件手続別年報

第2表 令和 4年

和歌山地裁管内
和歌山検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)

(別紙様式第2)

既 濟 事 件 手 続 別 年 報

第2表 令和 4年

和歌山地裁管内
田辺検察審査会

(注) 「既済人員」の「審査状況」の各欄及び「未済人員」の欄は、法第41条の2の規定による審査を開始した事件を含んだ人員数を計上する。

(最刑一)